

申請等に必要な書類 ※詳細については、窓口で配布する「申請書等作成要領」をご確認ください。

1 不良空き家の判定申請に必要な書類

イ) 岐阜市不良空き家判定申請書（様式第 1 号）	☐
ロ) 付近の見取り図	☐
ハ) 外観の現況写真（各面の全景が確認できる写真（撮影から 3 か月以内のもの））	☐
ニ) 配置図	☐
ホ) 登記事項証明書、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書 ^{※1} 又は建築物の所有者を確認できる書類（いずれも写し可）	☐
ヘ) その他	☐

2 補助金交付申請に必要な書類

イ) 岐阜市不良空き家除却費補助金交付申請書（様式第 3 号）	☐
ロ) 事業計画書（様式第 4 号）	☐
ハ) 外観の現況写真（既に提出した写真に変更又は追加のある場合に限る。）	☐
ニ) 配置図（既に提出した配置図に変更のある場合に限る。）	☐
ホ) 請負契約を締結する事業者が解体工事業者であることを証する書類の写し	☐
ヘ) 解体工事の見積書（費用の内訳が分かるもの）の写し	☐
ト) 不良空き家等の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税納税義務者（登録事項）証明書 ^{※1} （現年度分を含み過去 5 年度分）又は過去 4 年間の所有者を確認できる書類）（いずれも写し可）	☐
チ) 相手方登録申請書（未登録又は登録事項に変更のある場合に限る。）	☐
リ) その他	☐

3 変更申請に必要な書類

イ) 岐阜市不良空き家除却費補助対象事業計画変更申請書（様式第 6 号）	☐
ロ) 変更事業計画書（様式第 7 号）	☐
ハ) 請負契約を締結する事業者が解体工事業者であることを証する書類の写し	☐
ニ) 解体工事の見積書（費用の内訳が分かるもの）の写し	☐
ホ) その他	☐

4 中止（廃止）申請に必要な書類

イ) 岐阜市不良空き家除却費補助対象事業中止（廃止）申請書（様式第 9 号）	☐
--	--------------------------

5 実績報告に必要な書類

イ) 岐阜市不良空き家除却費補助対象事業実績報告書（様式第 11 号）	☐
ロ) 事業実績書（様式第 12 号）	☐
ハ) 解体工事の工事請負契約書及び領収書の写し	☐
ニ) 工事写真（工事中及び完了時の状況が確認できるもの）	☐
ホ) 代理受領委任状（様式第 13 号） ^{※2}	☐
ヘ) 解体工事業者の相手方登録申請書（未登録又は登録事項に変更のある場合に限る。） ^{※2}	☐
ト) 同意書（様式第 14 号） ^{※2}	☐

※1 岐阜市資産税課で取得できます。（1 通 300 円）

※2 代理受領制度を利用する場合に添付してください。

注意事項

- ・すでに完了した工事、着手した工事は補助の対象となりません。
- ・建築物を除却することにより、翌年度、敷地の固定資産税が増額となる場合があります。
- ・関係法令を十分遵守し、工事を行ってください。
- ・空き家を除却した跡地は、周辺地域へ迷惑が掛からないよう適切に管理してください。

お問い合わせ先

■ 岐阜市 まちづくり推進部 住宅・空家対策課 空家指導係
（市庁舎 17 階）
TEL 058-265-4141（内線）3716 TEL 058-214-2180（ダイヤルイン）

受付窓口と受付時間

■ 岐阜市 まちづくり推進部 住宅・空家対策課（市庁舎 17 階）
月～金曜日（祝日を除く。）午前 8:45～午後 5:30 まで
（注意：予算額に達した時点で受付を終了します。）

2025. 5

安全で快適なまちづくりのために

不良 空き家の 除却費用 （一部） を補助します

判定申請の受付期間[※]

令和 7 年 5 月 19 日から
令和 7 年 11 月 14 日まで

※ 予算額に達した時点で受付を終了します。
※ 補助金交付申請の受付は 11 月 28 日まで。

受付件数

17 件

補助金交付申請前に、必ず事前相談・不良空き家の判定が必要です。

※ 不良空き家に該当しないと判定された場合であっても、建物が安全であると判断するものではありません。また、市から維持管理に関する通知のあった建物でも、不良空き家に該当しないと判定される場合があります。

補助の対象となる空き家

倒壊のおそれや、屋根・外壁等の脱落・飛散などにより周辺の生活環境に深刻な影響を与えているもので、下記の要件を満たすものが補助の対象となります。

- ① 「不良空き家」であるもの
- ② 個人が所有するもの※4
- ③ 過去4年以内に所有権の移転（相続によるものを除く。）が行われていないもの
- ④ 同一の敷地内において居住するものでないもの※4

※1 「空家等対策の推進に関する特別措置法」をいいます。
※2 住宅以外の部分を有する場合にあっては、住宅部分の床面積が全体の面積の2分の1以上であるものに限りします。
※3 市の職員が現地調査により判定を行います。
※4 除外要件等があります。詳細については市担当者にお問い合わせ下さい。

補助の対象となる事業

補助対象事業は、敷地に所在する不良空き家等【下記の(ア)及び(イ)】を除却※5（解体・処分）するものです。

(ア) すべての不良空き家

(イ) 敷地内で、周辺の生活環境の改善を図るため残置することが不適切であると判定を受けた建物等※6

※5 不良空き家の基礎等、一部を残す除却工事は認められません。
※6 市の職員が現地調査により判定を行います。

補助の対象となる者

補助対象者は、原則、下記の(ア)及び(イ)に該当する方です。

(ア) 解体工事業者※7と補助対象事業に係る請負契約を締結する者

(イ) 不良空き家の所有者（所有者が死亡している場合は相続人。）

ただし、補助対象となる建物の所有権を有する者が複数の場合は、全ての所有権者から同意を得る必要があります。

※7 建設業法別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者に係る登録を受けた者をいいます。

補助対象経費と補助金の額

補助対象経費は、不良空き家の除却費用※8を指します。

補助金の額は、下表により算出した額※9です。

補助対象事業費	補助率	補助金の額
「補助対象経費（消費税を除く）」又は「当該年度に定める㎡単価に不良空き家の延べ面積を乗じて得た額」（令和7年度は木造 33,000 円/㎡、非木造 47,000 円/㎡）のうち少ない方の額	1/2	補助対象事業費×補助率（限度額 50 万円）

※8 不良空き家の除却に必要な仮囲い、足場等の仮設工事に係る費用を含み、残置することが不適切と判定を受けた建物等は除きます。
※9 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

その他の補助要件

【上記のほか次の要件を満たすものが補助の対象となります。】

- 補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと。
- 不良空き家等に所有権以外の権利が設定されていないものであること。所有権以外の権利が設定されている場合は、全ての権利者が除却について同意しているものであること。
- 申請者が建替えを目的として不良空き家の除却を行うものでないこと。
- 補助金の交付の決定前に、不良空き家の除却に着手しないものであること。
- 不良空き家が公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。
- 当該補助対象事業による補助金の交付を既に受けた敷地ではないこと。（長屋建てを区分して所有する場合を除く）
- 特措法第22条第2項の勧告、同条第3項の命令を受けた特定空家等が所在する敷地ではないこと。
- この補助事業による補助金の交付を既に受けた者ではないこと。
- この補助事業の補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けていない者、また受ける予定がない者であること。
- 「特定空家等」に該当し、かつ長屋建てを区分して所有する場合、自己の所有部分以外の部分が残置されないこと。

※ この他、各種の補償、自然災害等に関して要件があります。詳細については市担当者にお問い合わせ下さい。

手続きの流れ

事前相談・判定申請

交付申請

工事の実施

実績報告

補助金交付

補助金の交付を受けようとする者

1 事前相談

- 受付窓口で「岐阜市不良空き家除却費補助金」についての事前相談を行っています。「建築物の写真（各面の全景が確認できるもの）」と「建築物の所有者を確認できる書類」をお持ちください。

2 不良空き家の判定申請

- 受付窓口へ、「岐阜市不良空き家判定申請書」及びその他の必要な書類（うら面1参照）を提出してください。空き家が「不良空き家」に該当するか判定を行います。

3 現地調査の立会い

- 市の職員が現地調査を実施します。現地立会いにご協力をお願いします。

4 判定結果通知書の受理

- 判定結果が記載された「岐阜市不良空き家判定結果通知書」を送付します。所有する空き家が「不良空き家」に該当するか否かを確認してください。
- 「不良空き家」に該当する場合は、補助金の交付申請を行うことができます。

5 補助金交付申請

- 解体工事業者から不良空き家の除却工事に係る見積書（費用の内訳がわかるもの）を受け取ってください。
- 受付窓口へ「岐阜市不良空き家除却費補助金交付申請書」及びその他の必要な書類（うら面2参照）を提出してください。

6 交付決定通知書の受理

- 申請内容を審査し適合すると認めたときは、補助金の交付を決定し、「岐阜市不良空き家除却費補助金交付決定通知書」を送付します。

7 工事の契約

- 解体工事業者と請負契約を締結し、工事請負契約書を作成してください。

8 工事の実施

- 工事中の写真は、補助対象事業が適切に行われたか審査するため必ず必要です。撮り忘れには十分注意して下さい

9 工事の完了と実績報告

- 工事完了後、工事代金を支払い、領収書を受け取ってください。
- 受付窓口へ「岐阜市不良空き家除却費補助対象事業実績報告書」及びその他の必要な書類（うら面5参照）を提出してください。

10 確定通知書の受理

- 報告書等の内容が、補助金の交付の決定の内容等に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し「補助金等確定通知書」を申請者へ送付します。

11 補助金の受領

- 事前に登録した口座へ補助金を入金します。補助金の入金を確認してください。
- 代理受領制度※を用いた場合は、解体工事業者（指定口座）へ入金されます。

※ 代理受領制度とは、補助対象の工事を実施した解体工事業者が、補助申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。申請者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよく、当初の費用負担を軽減できます。